

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○東京都都税条例の規定による納期限等の延長……（主税局税制部税制課）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（同）…

告示

●東京都告示第四十七号

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号。以下「条例」という。）第十七条の二第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のように延長する。
令和六年一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

都税（証紙徴収の方法による納付及び条例第七十二条第一項の規定による自動車税の環境性能割の申告納付に係る

ものを除く。）の納税者のうち住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該都税の納期限等が令和六年一月一日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

指定地域

富山県、石川県

●東京都告示第四十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和六年一月二十五日

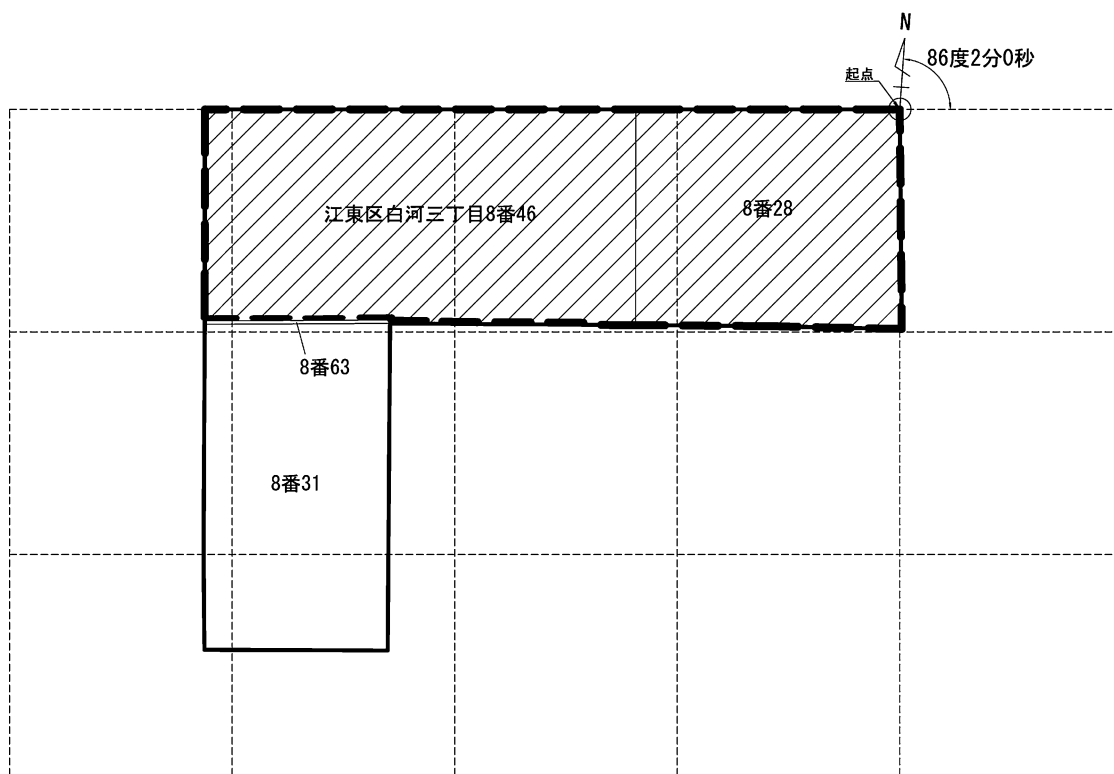
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区白河三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

—— 筆境界

—— 敷地範囲

—— 調査対象地

----- 単位区画

 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、江東区白河三丁目8番28の最北端とする。

【格子の回転角度（86度2分0秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第八百二十五号及び令和三年東京都告示第二百四十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月二十五日

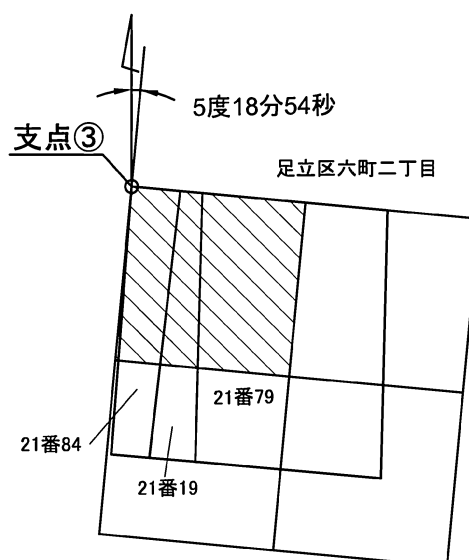
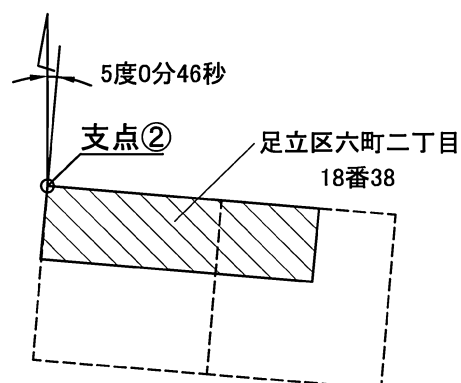
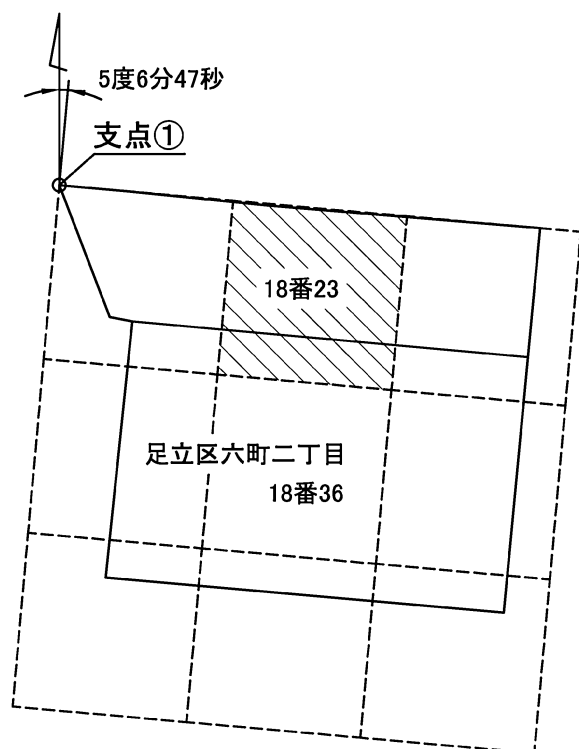
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支點】

①	支點①は、足立区六町二丁目18番23の最北端とする。
②	支點②は、足立区六町二丁目18番38の最北端とする。
③	支點③は、足立区六町二丁目21番84の最北端とする。

【格子の回転角度】

①	5度6分47秒
②	5度0分46秒
③	5度18分54秒

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	指定を解除する区域

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一(代)号
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)号
郵便番号
113-0001